

# 令和3年度

## 市県民税（個人住民税）の制度が変わりました！

### ■ 公的年金等控除の改正

公的年金等所得控除額（65歳未満）

公的年金等の 収入金額	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
130万円以下	収入-60万円	収入-50万円	収入-40万円	収入-70万円
130万円超 410万円以下	収入×75% -27万5千円	収入×75% -17万5千円	収入×75% -7万5千円	収入×75% -37万5千円
410万円超 770万円以下	収入×85% -68万5千円	収入×85% -58万5千円	収入×85% -48万5千円	収入×85% -78万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入×95% -145万5千円	収入×95% -135万5千円	収入×95% -125万5千円	収入×95% -155万5千円
1,000万円超	収入-195万5千円	収入-185万5千円	収入-175万5千円	

公的年金等所得控除額（65歳以上）

公的年金等の 収入金額	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	収入-110万円	収入-100万円	収入-90万円	収入-120万円
330万円超 410万円以下	収入×75% -27万5千円	収入×75% -17万5千円	収入×75% -7万5千円	収入×75% -37万5千円
410万円超 770万円以下	収入×85% -68万5千円	収入×85% -58万5千円	収入×85% -48万5千円	収入×85% -78万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入×95% -145万5千円	収入×95% -135万5千円	収入×95% -125万5千円	収入×95% -155万5千円
1,000万円超	収入-195万5千円	収入-185万5千円	収入-175万5千円	

### ■ 所得金額調整控除の創設

次の要件に該当する方は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

① 給与などの収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 本人が特別障害者に該当する方

イ 23歳未満の扶養親族がいる方

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる方

計算方法：控除額 = (給与など収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10% ※限度額は15万円

② 給与所得と公的年金などに係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合

計算方法：控除額 = 給与所得 - (給与所得(上限10万円) + 公的年金などに係る雑所得(上限10万円) - 10万円)

※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

令和3年度市県民税（個人住民税）の主な改正内容をお知らせします。

個人住民税は、前年所得をもとに課税されます。令和3年度の個人住民税は、令和2年中（令和2年1月から12月末）の所得をもとに課税されます。

問合せ 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

## ■ 基礎控除の改正

- ① 控除額を一律 10 万円の引き上げ
- ② 合計所得金額 2,400 万円超の場合、その金額に応じて基礎控除が段階的に減少、消失

合計所得金額	基礎控除額（市県民税）	※参考：基礎控除額（所得税）
2,400 万円以下	43 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	16 万円
2,500 万円超	適用なし	適用なし

## ■ 扶養親族等の合計所得金額等の改正

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48 万円以下	38 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	48 万円超 133 万円以下	38 万円超 123 万円以下
勤労学生の合計所得金額	75 万円以下	65 万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額	48 万円以下	38 万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額	55 万円	65 万円

## ■ 非課税制度の改正

- ① 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に対する非課税措置の合計所得要件を 10 万円引き上げ
- ② 均等割、所得割額非課税措置に対する合計所得金額要件にそれぞれ 10 万円加える

非課税の種類		改正後（所得金額）	改正前（所得金額）
障害者、未成年者、寡婦及びひとり親に対する非課税		135 万円以下	125 万円
均等割非課税	扶養なし	28 万円×1人（本人） + 10 万円	28 万円×1人（本人）
	扶養あり	28 万円×人数（1人（本人） +（同一生計配偶者及び扶養親族の合計数））+ 16 万 8 千円 + 10 万円	28 万円×人数（1人（本人） +（同一生計配偶者及び扶養親族の合計数））+ 16 万 8 千円
所得割非課税	扶養なし	35 万円×1人（本人） + 10 万円	35 万円×1人（本人）
	扶養あり	35 万円×人数（1人（本人） +（同一生計配偶者及び扶養親族の合計数））+ 32 万円 + 10 万円	35 万円×人数（1人（本人） +（同一生計配偶者及び扶養親族の合計数））+ 32 万円

## ■ 給与所得控除の改正

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円	収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円	収入金額×20% + 54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円	収入金額×10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下		
1,000万円超	195万円 (上限)	220万円 (上限)

## ■ 未婚のひとり親への税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の改正

### ① 未婚のひとり親に「ひとり親控除」を適用

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（**総所得金額などが48万円以下**）がいる単身者（所得500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。

### ② 寡婦控除の改正

①以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限（500万円以下）が設けられます。

### ③ 市県民税の非課税措置の見直し

①、②の二つの対応を踏まえ、所得金額が135万円以下の未婚のひとり親について、住民税の非課税対象になります。※上記の適用について、住民票の続柄が「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は適用対象外となります。

改正後の適用表

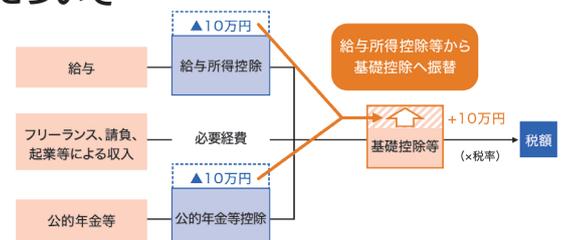
区分	寡婦 (旧寡婦の一部除く)		ひとり親 (旧寡婦の一部・寡夫)	未婚のひとり親
	離婚	死別・生死不明	死別・離婚・生死不明	
扶養親族の有無	扶養親族を有する	問わない	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を扶養にしている方	
所得制限	前年の合計所得金額が500万円以下			
控除額	26万円		30万円	
新名称	寡婦控除		ひとり親控除	

## ■ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替について

給与所得控除および公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

なお、**給与所得と年金所得の両方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。**

※右記表は財務省ホームページから引用



## ■ 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の創設

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止の措置の影響により中止などになった文化芸術またはスポーツに関する行事の入場料金等払戻請求権の全部または一部の放棄（**対象期間：令和2年2月1日から令和3年12月31日**）の内、住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めるものについては寄附金税額控除の対象となります（**限度額20万円**）。

※指定行事証明書および払戻請求権放棄証明書の添付が必要となります。